

(研究ノート)

# 国際取引における知的財産権の重要性について

—特許等使用料収支を中心として—

広島大学社会科学研究所 石 田 三 樹<sup>†</sup>  
同 越 智 泰 樹

## 【要 約】

企業のノウハウや技術が海外へ意図せず流出することを防止し、適切に保護することは産業の発展・活性化に欠かせない。知的財産権関連の国際取引は主にサービス貿易の一分野として取り扱われており、この取引については1995年に発効したTRIPS協定によってWTO体制下で包括的かつ総合的な知的財産権の保護体制が確立されることになった。

本稿は、知的財産権の国際取引が記録される国際収支表上の特許等使用料収支に注目してその現状と動向を確認し、今後ますます高まるであろう知的財産権取引の重要性を再確認しようとするものである。

【キーワード】 知的財産権、国際取引、特許等使用料

## 1. はじめに

知的財産を有する企業が外国市場に製品を供給する場合の方法には、以下の3通りがある。

- (a) 輸出
- (b) 関連会社の設立
- (c) 関連会社以外へのライセンス供与

(a) は知的財産を自国内かつ自企業内に残す方法であり、(b) は知的財産を外国に移すものの自企業内に残し、(c) では知的財産を外国かつ他企業へ移すことを意味する。(Smith [17], p.415)

知的財産権保護が強化された場合、その国への輸出が増えるかという問題については、多くの先行研究があるが、研究開発能力が高く模倣企業の出現が予想される市場では、これまで輸出を控えていた発明企業からの輸出が増加するものと考えられる。一方、研究開発能力が低く模倣企業が出現しにくい市場では、発明企業はその独占的地位を利用して価格引き上げと数量制限に向かい、輸出は減少するものと予想できる。(若杉 [10]、Smith [17])

国際取引への影響を考えれば、金額ベースでは新しい研究開発を体化した (a) 製品の輸出による収入の方が発明のライセンス収入より大きいであろうことは想像に難くない。ただし、知的財産権の保護が国際取引に与える影響の程度については、知的財産権保護の強化が知識を外国に移すことの安心感を高めることで、(b) 関連会社の設立や (c) ライセンス供与による現地生産を伸張するものと思われる。<sup>1)</sup> (Lai [16]、Smith [17])

本稿は、日本の国際収支表にて観察される特許等使用料収支の重要性について、これまでの推移と現状を整理し、将来への展望を得ようとするものである。すなわち、上記の区分によれば、(a) 以外の方法で外国市場に製品を供給することで生じる知的財産権の国際間取引を分析の対象としている。

## 2. 知的財産権の位置づけ

### (1) サービス貿易の中の知的財産権取引

サービス貿易は、近年急速に取引高が増加してきた貿易分野であるが、世界全体の輸出額で見る

<sup>†</sup>mishida@hiroshima-u.ac.jp

1) 長岡 [3] p.59参照。補論をも参照のこと。

と、1994年の1兆800億ドルから2007年には3兆3800億ドルへ、13年で3倍強に増加している。

IMFのBalance of Payments Manual (第5版)によれば、サービス貿易は、「輸送」「旅行」「通信」「建設」「保険」「金融」「情報」「特許等使用料」「その他営利業務」「文化・興行」「公的その他サービス」の11項目に分類される。(IMF [13])

このうち、知的財産権取引に直接関連する「特許等使用料」を世界全体の輸出額で見ると、1994年の470億ドルから2007年には1680億ドルへ4倍ほどに増加している。サービス輸出全体と比較すれば、1994年の4.4%から2007年には5.0%へと重要度を高めている。

なお、この項目の国際取引においては、図1が示すように輸出入構造に地域的な偏りがあることが特徴である。すなわち、全世界の「特許等使用料」輸出のほとんど(2007年時点で97%)がOECD (Organization for Economic Cooperation and Development:経済協力開発機構)加盟30カ国で占められており、そのシェアは1980年以降ほぼ一定である。「特許等使用料」の輸入についてもOECD加盟国のシェアは8割程度(2007年時点で78%)を占めるが、この比率は1980年の88%、1995年の89%から低下傾向にあり、2007年には78%にまで低下している。

以上により、1990年代前半まで知的財産権の輸出入ほとんどが先進国で占められていたものの、90年代の後半以降発展途上国による輸入取引が増大していることがわかる。<sup>2)</sup>

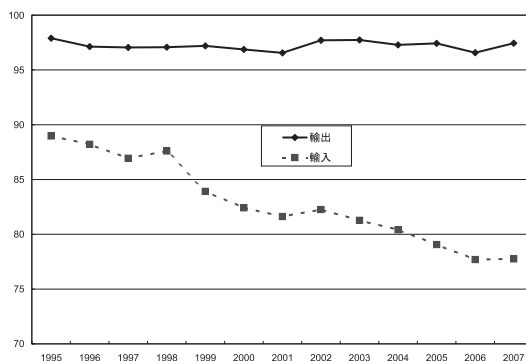
## (2) 知的財産権とは

WIPO (World Intellectual Property Organization:世界知的財産権機関)によれば、知的財産権は以下のように定義されている。(WIPO [18])

- ① 文芸、美術および学術の著作物
- ② 実演家の実演、レコードおよび放送
- ③ 人間活動のすべての分野における発明
- ④ 科学的発見
- ⑤ 意匠

2) IMF, *Balance of Payments Statistics*, August 2009. ちなみに、世界の財輸出に占めるOECD加盟国のシェアは、輸出66%、輸入72% (2007年時点)であり、特許等使用料貿易には確かに地域的な偏りが顕著に見られる。

図1 世界の特許等使用料貿易に占めるOECD加盟国のシェア



(資料) IMF, Balance of Payments Statistics [14]

⑥ 商標、サービス・マーク、取引名および商業上の表示

⑦ 不正競争に対する保護に関する権利、ならびに産業・学術・文芸あるいは芸術分野における知的活動から生じる他の権利一切

日本においては、①と②は著作権ならびに著作権隣接権として権利化されている。また、③～⑤および⑥の一部は特許権、実用新案権、意匠権および商標権として保護されており、これらは総称して産業財産権(工業所有権)とも呼ばれている。また、⑦についても、不正競争防止法、回路配置法(半導体集積回路の回路配置)、種苗法(植物新品種)、商法(商号)などにより保護されている。

## (3) TRIPS協定

WTO (World Trade Organization:世界貿易機関)に加盟する国々は、WTO設立協定に加えて、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade:関税と貿易に関する一般協定)、GATS (General Agreement on Trade in Services:サービス貿易に関する一般協定)、TRIPS (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights:知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)などからなる附属書をも一括して受諾しなければならない。したがって、現在WTOに加盟する153カ国すべてが知的財産権保護の義務を負っている。

このTRIPS協定と既存のパリ条約・ベルヌ条約との違いは、おおむね以下の3点にある。第1に、パリ条約では内国民待遇(第2条)のみが規定されているのに対して、TRIPS協定では内国民待遇

(第3条)とともに最恵国待遇(第4条)を基本原則としている。この協定は、知的財産に関する条約の中ではじめて最恵国待遇を規定した条約であると言われている。なお、最恵国待遇とは、加盟国が他の加盟国の国民に与える利益、特典、特権または免除は他のすべての加盟国の国民に対して即時かつ無条件に与えなければならないとするものである。

第2に、TRIPS協定では、既存の条約を上回る保護水準を設けている。すなわち、第1節の著作権及び関連する権利のほか、第2節商標、第4節意匠、第6節集積回路の回路配置など様々な権利が包括的に規定されている。TRIPS協定と既存の条約との第3の違いは、紛争処理手続きが組み込まれており、公平公正な権利行使手続きを整備することが規定されている点である。(第41条)

このように、TRIPS協定によって、既存の国際条約であるパリ条約やベルヌ条約等に比べて強固な知的財産権の保護体制が包括的・総合的に整備されたことになる。

### 3. 知的財産権取引の国際収支表上の取扱い

前節で確認したように、知的財産権に関する国際的保護強化の動きを背景に、近年国際貿易においても知的財産権に関連する取引の重要性が増している。

国際収支表上では、知的財産権の使用料に関する取引は、サービス勘定の「その他サービス」の中の「特許等使用料(Royalties and License fees)」の項目に計上される。日本では、この項目はさらに、工業所有権・鉱業権使用料と著作権等使用料の2つに区分される。前者は、居住者・非居住者間の商標権・意匠権・実用新案権・特許権など使用料の受け取りと支払いを計上し、総称して「工業所有権等使用料」と呼ばれる。ノウハウやフランチャイズを含み、これら権利の使用料または技術・経営指導料の受け払いを計上する。

ただし、プログラム・データベースの利用料等は、「その他サービス」の別項目である「情報(Computer and Information Services)」欄に計上し、上映・放映権料は、やはり「その他サービス」の別項目である「文化・興行(Personal, Cultural, and Recreational Services)」欄に計上する。

なお、これら使用料の源泉となる知的財産権そのものの取引は、資本勘定の「その他資本勘定(Capital Account)」の「その他資産(非生産非金融資産の取得・処分)(Acquisition/ Disposal of Non- Produced, Nonfinancial Assets)」の項目に計上される。また、新しい研究開発を体化した製品(たとえばコンピュータソフトウェア)は、財貨(モノ)として取引されるので、これらの取引は、経常勘定の「貿易勘定」の「財」項目に計上される。このように、商品に体化した知的財産権の国際間取引も、前述のように本稿の分析対象外とする。

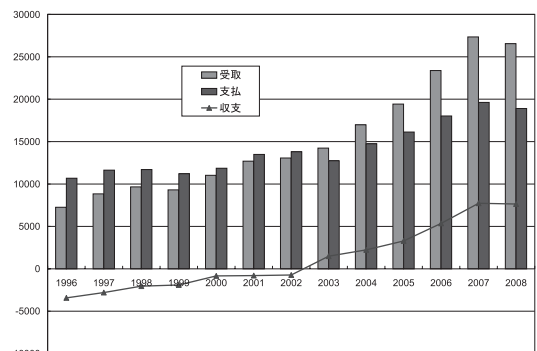
### 4. 日本の現状

#### (1) 国際収支統計(日本銀行)に基づく分析

わが国のサービス貿易は、長期間にわたって赤字状況が継続している。図2にてそのうちの特許等使用料収支を見ると、1990年代以降赤字縮小の方向に動き、2003年には受取が支払を上回る黒字に転化した。これは、わが国企業の競争力向上と1980年代以降の円高による生産拠点の海外移転と密接に関連している。日本銀行より入手可能な統計資料によれば、日本の特許等使用料受取(輸出)は1996年の7257億円から2008年には2兆6549億円へ3.7倍に増加しているのに対して、支払(輸入)は1996年の1兆684億円から2008年には1兆8904億円へ1.8倍の増加を見せるにとどまっている。その結果、収支尻で見れば、1996年の3427億円の赤字から、2008年には7644億円の黒字を計上するに至っている。(日本銀行[5])

サービス輸出全体に対してみれば、特許等使用料輸出は1996年の10%から2008年には18%にまで

図2 日本の特許等使用料収支：合計(億円)



(資料) 日本銀行 [5]

重要度を高めている。図2のように、比較的安定的な動きを見せる特許等使用料収支は、経常収支黒字幅が激減した2008年においては、その位置づけがますます高くなっている。

上述のように、特許等使用料は、工業所有権等使用料と著作権等使用料に分割される。前者の工業所有権等使用料収支(図3)は、1997年に黒字化を達成した後、それ以降は一貫して黒字を拡大させ、2007年には黒字幅が7500億円を突破するに至っている。一方、著作権等使用料収支(図4)は、近年赤字幅が微増する傾向にあるが、ほぼ安定的に、年間3000~5000億円程度の赤字となっている。

したがって、工業所有権使用料の輸出増加が特許等使用料収支全体を改善し、黒字に転化させたということがわかる。

## (2) 科学技術研究調査(総務省)に基づく分析

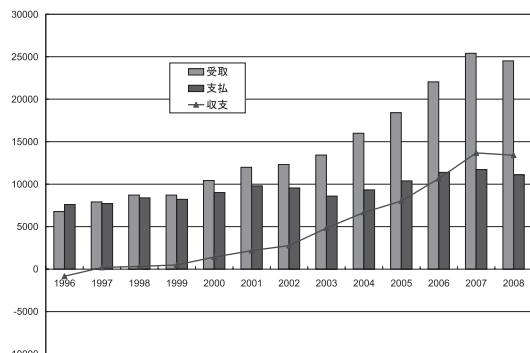
総務省の発行する科学技術研究調査では、上記と同様の国際取引を業種別に観察することができ

る。この調査では、企業等が研究開発活動を通して得た成果を権利譲渡、実施許諾などの形で国際的に取引することを「技術貿易」と呼んでいる。(総務省[2])<sup>3)</sup>

図5によって、前項の工業所有権等使用料に相当する技術輸出額を業種別に見ると、わが国の自動車産業による収入が一貫して50%以上の寄与度を示していることがわかる。2007年度の業種別技術輸出額を見ると、自動車産業について、医薬品工業、情報通信機械器具工業、電気機械器具工業、化学工業の順になっている。<sup>4)</sup>

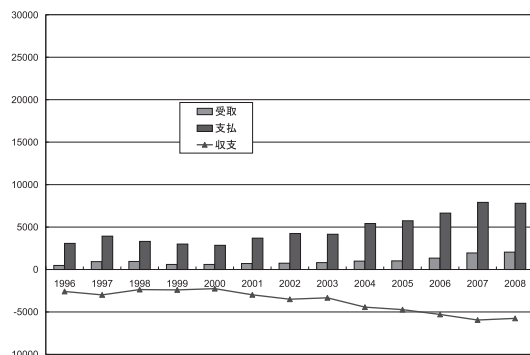
一般に、自動車産業での工業所有権等使用料収入は、海外生産子会社での自動車生産額に一定の料率を乗じた金額とされている。つまり、日本車の販売台数ではなく、現地生産台数に比例する。また、料率自体も同じメーカーでも海外生産するモデルの違いや、生産子会社の立地する地域によって異なる。少々データは古いが、1997年の調査では、この料率は5%未満が6割であるが、アジア諸国向

図3 工業所有権等使用料(億円)



(資料) 日本銀行 [5]

図4 著作権等使用料(億円)



(資料) 日本銀行 [5]

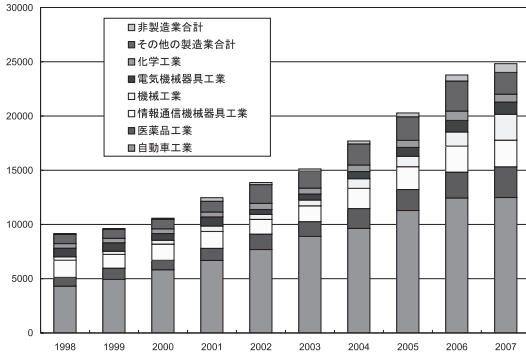
3) 国際収支統計と科学技術研究調査には統計上の違いがある。2006年の統計では、輸出が前者で201億ドル後者は205億ドル、輸入は前者が155億ドル後者は61億ドルとなっている。両者の統計の違いは、主に以下のとおりである。

- ・国際収支統計は暦年、科学技術研究調査報告は年度の値である。
- ・前者は外国為替及び外国為替貿易に基づき提出される報告書の国際収支項目「特許等使用料」に記載された金額を全て集計したものであるのに対し、後者は統計法に基づく指定統計として会社等へ調査表を郵送しこれに対する回答を回収・集計したものである。
- ・前者は500万円以上の貿易外取引で外国為替送金を行ったすべての居住者を対象にしているが、後者は小売業飲食店等の業種を対象にしていない。
- ・前者には、特許、実用新案、ノウハウ等に関する権利が、技術指導等のほかに、商標や意匠に対する対価等が含まれている。

詳しくは文部科学省[8]「海外およびわが国の研究活動の概要」(iii)研究成果を参照。山口[9] p.5をも参照せよ。

4) なお、収支を地域別に見ると、自動車工業はすべての国に対して出超となっており、特にアメリカに対する技術輸出額が大きい。医薬品工業は欧米との貿易割合が圧倒的で、全体では出超である。一方、情報通信機械器具工業は主にアジアに対して出超傾向が強いが、全体としては入超となっている。

図5 産業別技術輸出額の推移 (億円)



(資料) 総務省、科学技術研究調査 [2]

けでは7割程度を占める。これは、現地生産開始からの実績が浅いアジア諸国に対して1台当たりの適用料率を低めに設定しているためであると考えられている。(科学技術政策研究所 [1] を参照)

また、総務省統計では、技術貿易を関連会社間とそれ以外の取引に区別して議論することも可能である。図6によれば、日本からの輸出は関連会社間取引がここ5年間は73%~75%で安定している一方で、輸入については20%弱を占めるのみであることが分かる。

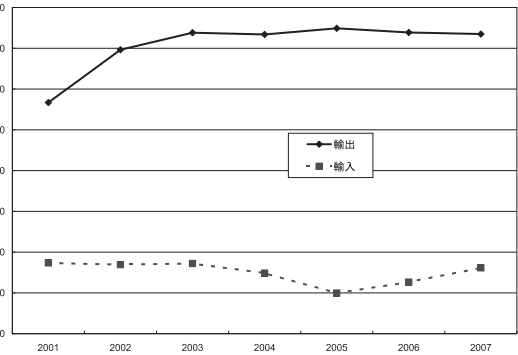
比較検討のために、アメリカの特許等使用料に関する同様の資料(図7)を見れば、輸出は75%、輸入は80%程度が関連会社間取引である。その内訳は、多国籍企業の子会社から親会社への一方的な特許等使用料の支払いである。すなわち、アメリカからの輸出では米国多国籍企業の米国親会社の在外子会社からの受け取りが多く、輸入では外資系多国籍企業の在米子会社が外国の親会社から輸入する額が圧倒的に多い。(久永[6] p.9を参照)

上述のように、日本とアメリカの間で企業内取引の特に輸入側での状況が際立って異なる点は、その理由について引き続き検討する必要がある。一つの理由として、たとえば日本では、国内企業が海外進出多国籍化した一方で、外国から日本への企業進出は少なく、その結果として特許等使用料収支が黒字化したとするのなら、我々は日本経済の空洞化現象を確認しているにすぎないのかもしれない。

(3) アメリカ商務省経済分析局資料に基づく分析

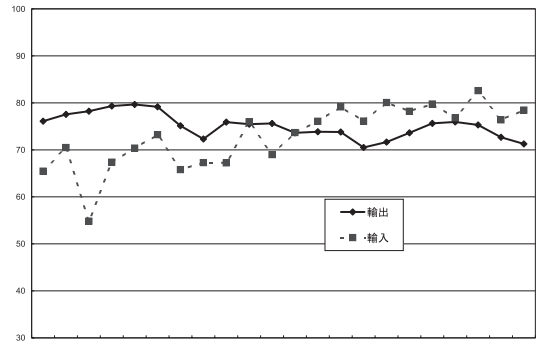
1995年以降の円高基調の影響を探るためには、関連会社間取引に関するデータをさかのぼる必要

図6 産業別技術貿易に占める企業内取引のシェア (%)



(資料) 総務省、科学技術研究調査 [2]

図7 アメリカの特許等使用料貿易に占める企業内取引のシェア (%)

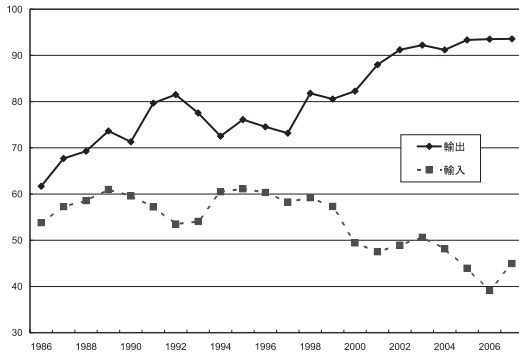


(資料) Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce [11]

があるが、上記の総務省データは2001年以前には関連会社内外の区別を行っていない。そこで、アメリカ商務省経済分析局の公表データを用いて分析を続けよう。この資料は、5年ごとに親会社・子会社間で発生した財・サービス・資本取引の詳細に関するサーベイであり、知的財産権取引の構成項目および取引相手国を把握することができる。このデータから日米間の貿易のみ抽出したものが図8である。したがって、もちろん日本のサービス貿易すべてをカバーしているわけではない。(アメリカ商務省経済分析局 [11])<sup>5)</sup>

5) アメリカ商務省経済分析局が公表するこのRoyalties and License Fees統計と国際収支表統計の同統計は、輸出入額を確認したところ厳密に対応している。なお、日本の特許等使用料取引のうちアメリカとの貿易が占める割合は、2005年時点で日本の輸出では40%、輸入面では60%程度である。

図8 日本の特許等使用料貿易に占める企業内取引のシェア（対アメリカのみ：％）



（資料）Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce [11]

特許等使用料に占める企業内取引のシェア（図8）をみれば、1995年以降輸出のうち企業内取引の占める比率が急上昇していることがわかる。1986年には62％、1995年には75％であったシェアが、2002年以降は90％を超えるに至っている。一方、日本の輸入に占める企業間取引のシェアは、1990年代まで60％程度で安定していたが、近年は低下傾向にあり、2006年には40％をきるまでに至る。米国多国籍企業の在日子会社からのアメリカ向け特許等使用料支払いが減少しているものと推測される。

以上のように、わが国の対アメリカ取引のうち、輸出（受取）にて企業内取引のシェアが急速に高まっていることから、1995年以降の円高傾向への対応策として日本企業が生産拠点の海外シフトを進めたことが原因で、グループ内の特許等使用料収入が増加していることが読み取れる。

#### （4）日本における特許等使用料収支の現状：総括

以上を要するに、わが国の特許等使用料収支が黒字化した最大の要因は、知的財産権を非居住者にライセンス供与することによる収入増というよりも、海外への生産拠点のシフトと海外景気の好調による海外拠点での生産増加とが重なって、非居住者（現地法人）からの商標権使用料・技術指導料の受取が増加した結果にほかならないと言える。2008年以降の急激な世界経済の冷え込みは、今後海外での生産縮小と特許料収入の低下をもたらすことは明らかである。同一企業内での貿易の場合、研究開発費の回収など親会社の

方針変更が、特許等使用料収支の動向を左右することもありうる。

アメリカの状況をみれば、特許等使用料収入のうち企業内取引の占めるシェアは、1990年に80％に達した後、75％程度で安定している。この水準は日本もほぼ同様である。一方で、特許等使用料支払のうち企業内取引の占めるシェアは、アメリカでは80％近くを占めるに対して、日本ではそのシェアは20％にも満たない。この理由については、今後とも検討を続ける必要がある。

山口 [9] が指摘するように、特許等使用料収支の改善を一時的なものとしてず、今後ますますの技術立国を目指すなら、地的財産権保護の一層の強化を図りつつ、より幅広く関連会社以外との取引による受取を増加させることが望まれる。（山口 [9] p.11）

## 5. 長期的観点による知的財産権取引の重要性

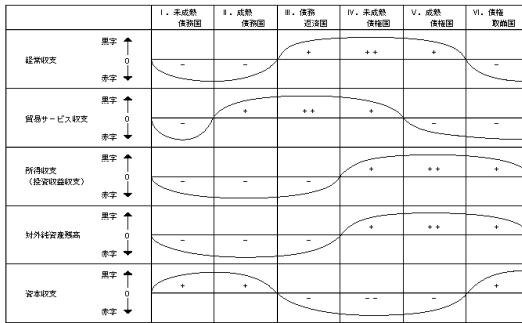
最後に、特許等使用料収支の動向が長期的な観点から日本経済にとっていかに重要であるかを、一足早く債務国となったアメリカの歴史から学び確認しておこう。

### （1）国際収支発展段階説

一国の国際収支構造が時間の経過とともにある規則的なパターンにしたがって変わっていくのではないかとする考えは、Crowther [12] にさかのぼる。経済発展の初期段階では、投資機会が貯蓄を上回り、一国はそのギャップを国際借入で賄うかもしれない。発展段階が進み、所得と貯蓄が投資の必要額を超えて上昇するにつれ、その国は負債を返済し、その後外国投資を蓄積する。さらに、消費が増加し生産の推進力が衰えれば、この国は蓄積した対外資本のいくらかを消費することを望むかもしれない。

図9に示される国際収支発展段階説に基づいて歴史を俯瞰すると、たとえば以下のような観察ができる。アメリカでは20世紀初めに貿易・サービス収支が黒字になったが、特に1940年代から60年代の終わりころまでは大幅な黒字が続き、世界各国への資本供給国となった。だが、1970年代に入ると貿易収支が悪化し、貿易・サービス収支は赤字に転化し、投資収益の黒字に依存するようになった。日本では、第2次世界大戦後債務国から

図9 国際収支発展段階説のイメージ



(備考) +は黒字、-は赤字を示す。  
(資料) 日本銀行(2001)等から経済政策委員会作成。

(出所) 通商白書2002年版、p.60.

スタートしたが、経済の急速な発展にしたがって、次第に債権国へと転じた。現在の日本は、依然として貿易・サービス収支の黒字を続けているため、未成熟債権国の段階にある。しかしながら、今後は、人口減少や高齢化などによって貿易・サービス収支が赤字化することが予想され、成熟債権国から債権取崩国への移行過程が急速に訪れるのではないかと危惧されている。

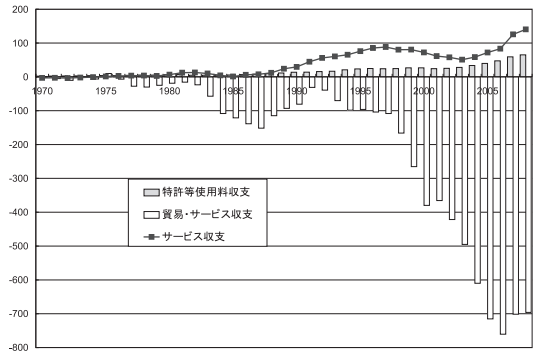
(2) 国際収支発展段階説からの含意

図9では、経済の発展過程に伴って貿易・サービス収支の合計は、赤字・黒字・赤字と変遷を遂げるものとされてきた。ところが、現実の国際収支表を見れば、貿易収支とサービス収支は常に同じ方向に動くのではない。たとえば2008年のアメリカ国際収支では、貿易収支が8363億ドルの赤字であるのに対して、サービス収支は1403億ドルの黒字を計上している。

図10によって時間的な推移を見ても、貿易・サービス収支の赤字幅が急拡大する1990年代以降もサービス収支の黒字は継続している。さらに、サービス収支のうち約半分ほど(2008年には650億ドルの黒字でサービス収支黒字の46%)を特許等使用料収支の黒字が占めている。

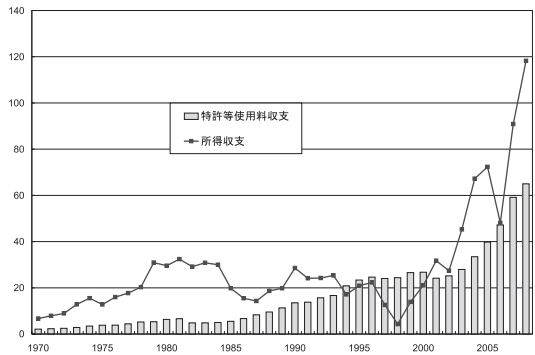
国際収支発展段階説によれば、第6段階には貿易・サービス収支赤字の継続により対外債権を取り崩すことによって、所得収支の黒字幅も小さくなり、多額の経常収支赤字を計上する。しかしながら、このような状況にありながらも、図11のように、サービス収支の一部である特許等使用料収支は非常に安定的な黒字幅を記録している。知的

図10 アメリカの国際収支：1970年～2008年 (単位：10億ドル)



(資料) IMF, Balance of Payments Statistics [14]

図11 アメリカの特許等使用料収支と所得収支 (単位：10億ドル)



(資料) IMF, Balance of Payments Statistics [14]

財産を保有する国々にとって、これらは対外純資産としては測られないものの、貴重で力強い経常収支改善効果を有しているのである。

6. おわりに

本稿では、国際取引における知的財産権取引の重要性を再確認してきた。以下に、要点と今後の課題を整理しておこう。

- ①知的財産権を国際的に取引する方法としては、(a) 製品輸出 (b) 関連会社の設立 (c) ライセンスの供与、という3つの方法があり、本稿では特に第3の方法に注目した。(第1・3節)
- ②世界全体として、国際サービス取引に占める知的財産権取引の比率は5%程度であるが、知的財産権の輸出のほとんどが先進国からのもので

ある。(第2節)

- ③日本においては、サービス取引に占める知的財産権取引(特許等使用料)の比率が比較的高く、10%~18%に達している。2003年に特許等使用料収支が黒字化した。黒字化を推し進めた主要な要因は、工業所有権等使用料であり、特に自動車産業の貢献が大きい。(第4節)
- ④一足早く債権取崩国の段階へ移行したアメリカの事例においても、知的財産権取引による黒字が所得収支の黒字とともに経常収支改善効果を持っている。知的財産権取引は、将来予想されるわが国の対外債務急拡大を抑えることのできる強い潜在能力を内在していると考えられる。(第5節)

前述のように、WTO加盟国はTRIPS協定をも受諾する必要があるが、ここで定められているのは知的財産権の最低限の保護基準であり、国によって保護強度は異なる。一般に、先進国の知的財産権保護強度は高く、発展途上国のそれは低い。

このため、現実には、海外への生産拠点のシフトには意図せざる知的財産権の流出をまねく可能性が高い。進出する企業にとって、経費をかけて開発した付加価値が容易に模倣されてしまうと新たな技術開発に向けた投資が冷え込む恐れがあり、ものづくりに長けた日本企業の国際競争力もそがれてしまう。

そこで、技術力が高く知的財産の保護強度も高い日本としては、保護強度の低い発展途上国(たとえば中国)との間で知的財産権の保護強化を含むEPA協定を締結できれば、非常に有益である。すなわち、日本企業が中国に進出する際の直接投資を通じて工場や技術は移転するが、この際に知的財産権をライセンス化して輸出するという形を取ることによって引き続き特許等利用料収入を得ることができる。この収入をもとに、日本国内でより高度な製品の研究や開発に資源が投入されるようになれば、一層の技術革新へつながることが期待されるのである。

最後に、EPA協定を締結する際、発展途上国側に知的財産権保護を強化するメリットはあるのかという視点は、協定の交渉上ばかりでなく、経済学的にも極めて重要な検討課題である。

[補論]

ここでは、IMFの国際収支統計[14]に基づいて、第1節で概説した知的財産権保護が国際取引に与える影響について簡単な検証をしておきたい。

(イ) 知的財産権の保護強化は、金額ベースでは、製品貿易による収入に与える効果がライセンス収入に与える効果より大きいか。

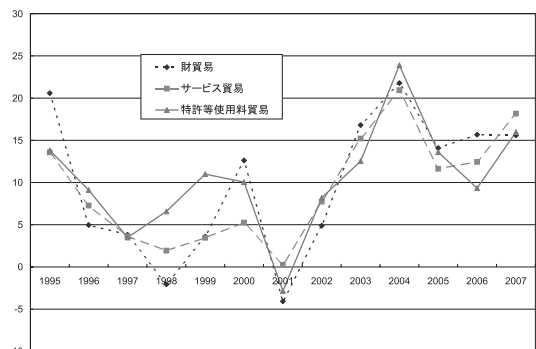
世界の貿易総額を見れば、2007年の輸出は13兆8670億ドルであるのに対し、特許等使用料輸出は1680億ドル(製品輸出の1%ほど)に過ぎない。知的財産権保護によって、新しい研究開発を体化した製品の輸出額が増大するインパクトの方がより強いであろうことが予測できる。

(ロ) 知的財産権の保護強化が、比率としてどれほどの影響を与えるか。

図12で、TRIPS協定発効時からの成長率を比較してみれば、世界の財貿易(輸出)は、1995年から2007年まで2.7倍に増大した一方、特許等使用料貿易(輸出)は同一期間で3.3倍に成長しており、後者の成長率の方がやや高い。ここで、知的財産の体化した製品貿易が世界の財貿易の一部分であることを考慮すれば、後者に与える影響の方がかなり大きいと言えるだろう。

また、図のように、世界全体としてこの動きは並行しているようだが、地域ベースもしくは各国ベースでの比較・検討をすると違った結論が出てくるかも知れない。

図12 世界の財・サービス及び特許等使用料貿易の成長率(%)



(資料) IMF, Balance of Payments Statistics [14]



## 参考文献

- [1] 科学技術政策研究所、「日本の技術輸出の実態」、NISTEP Report65、2000年。 <http://www.nistep.go.jp/achiev/abs/jpn/rep065j/rep065aj.html>
- [2] 総務省、「科学技術研究調査」、平成15年～平成20年。 <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/2009/index.htm>
- [3] 長岡貞男、「知的財産権と国際取引についてのいくつかの論点」、『わが国の国際収支における中長期的な分析』、財政経済協会、2004年3月。 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/kokusaishuusi.htm>
- [4] 日本銀行国際収支統計研究会、『国際収支のみかた』日本信用調査、1996年。
- [5] 日本銀行時系列統計データ、国際収支・貿易関連 <http://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>
- [6] 久永忠、「知的財産権の国際取引とサービス貿易一日米比較を中心に」日本国際経済学会第65回全国大会報告論文、2006年10月。
- [7] 藤田正寛編、『テキストブック国際金融論』有斐閣、1990年。
- [8] 文部科学省、『科学技術要覧』平成20年版。
- [9] 山口英果、「特許等使用料収支の黒字化について」日本銀行ワーキングペーパーシリーズNo.04-J-5、2004年3月。
- [10] 若杉隆平、「知的財産権の保護と貿易」、『わが国の国際収支における中長期的な分析』、財政経済協会、2004年3月。 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/kokusaishuusi.htm>
- [11] Bureau of Economic Analysis U. S. Department of Commerce, "Cross-Border Trade for 1986-2007, and Services supplied through affiliates for 1986-2006," <http://www.bea.gov/international/index.htm#services>
- [12] Geoffrey Crowther, *Balances and Imbalances of Payments*, Harvard University, 1957.
- [13] International Monetary Fund, *Balance of Payments Manual 5<sup>th</sup> edition*, 1993.
- [14] International Monetary Fund, *Balance of Payments Statistics*, 2009.
- [15] Charles P. Kindleberger, *International Economics 4<sup>th</sup> Edition*, Richard D. Irwin, 1968 (相原光、緒田原涓一、志田明訳『国際経済学(第4版)』評論社、1974年。)
- [16] Edwin L. -C Lai, "International Intellectual Property Rights Protection and the rate of Product Innovation," *Journal of Development Economics*, vol. 55, pp. 133-153, 1998.
- [17] Pamela J. Smith, "How do foreign patent rights affect U. S. Exports, Affiliate Sales, and Licenses?" *Journal of International Economics*, 55, pp. 411-439, 2001.
- [18] World Intellectual Property Organization (WIPO), "Convention Establishing the World Intellectual Property Organization," <http://www.wipo.int/treaties/en/convention/>
- [19] World Trade Organization, "Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights(TRIPS)," [http://www.wto.org/english/docs\\_e/legal\\_e/27-trips\\_01\\_e.htm](http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_01_e.htm)

\*本稿は、地域経済研究推進協議会2008年度研究助成事業の成果の一部である。同協議会に対し厚くお礼を申し上げたい。

\*本稿は投稿時に2人の匿名レフェリーによる査読という要件を満たしたものである。

# The Importance of Intellectual Property Rights in International Transactions

Miki, ISHIDA<sup>†</sup> and Yasuki, OCHI  
Graduate School of Social Sciences, Hiroshima University

## Abstract

Ideas and knowledge are an increasingly important part of international trade. Most of the value of new and high technology products lies in the amount of invention, innovation, research and design involved. The WTO's TRIPS Agreement is an attempt to narrow the gaps in the way these rights are protected around the world, and to bring them under common international rules.

Today, creators can be given the right to prevent others from using their inventions, designs or other creations — and to use that right to negotiate payment in return for others using them, which will in effect facilitate their international transactions.

This paper confirms the increasing importance of intellectual property rights in international transactions by focusing on royalties and licenses fees account in the balance of payments statistics.

**Key words :** Intellectual Property Rights, International Transactions, Royalties and Licenses Fees

---

<sup>†</sup>mishida@hiroshima-u.ac.jp